

．参考資料

1．札幌市子どもの権利条例子ども委員会の活動内容

(1) 子ども委員会からの提案

子ども委員会は、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の主役である子どもの意見を条例づくりに反映させるために平成18年(2006年)2月10日に発足した委員会で、札幌市長から任命された32名の子ども委員が、現在も活動を続けています。

子ども委員会は、発足から5月までの期間、「札幌の子どもにとって大切な権利」に関して議論を行い、その内容については、子ども委員会の正副委員長であり検討委員会のメンバーでもある高校生委員3名が、検討委員会の中で報告してくれました。

また、4月30日には、本委員会と子ども委員会との意見交換会を実施し、子どもの権利について直接議論し、子ども委員会から「札幌の子どもにとって大切な権利に関する提案書」を受け取りました。この提案書では、札幌の子どもにとって大切な権利の具体的な項目について、子ども委員の考えによる名称と内容が提案されています。

本委員会は、第3章「子どもにとって大切な権利」の23項目を規定するにあたり、子ども委員会の提案書をふまえ議論をすすめてきたことから、各項目について特に参考とした子ども委員の提案を紹介します。

1．安心して生きる権利

命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
1	小学生	一人ひとりが大切に育てられ、命が守られる権利	一人ひとりの個性と生命が保障されること。
2	小学生	健康な状態を保つために最善をつくしてくれる権利	病気やかぜにならないように、インフルエンザ予防接種など、かぜ又は病気を予防できることはしてくれること。
3	小学生	防犯対策など、安全な権利	最近は犯罪が多いので。
4	小学生	命が守られること	一人では生きていけない。赤ちゃんは親がいないとダメ。子どもにも親が必要。社会で生きていて、それがはじめて分かる。
5	小学生	誰からも愛され、安全で安心して心地よい環境の中で暮らせること	
6	小学生	守られる権利	不審者などにおそわれたときに大人に守られたり、子どもでは対処できないときに助けられる権利。
7	小学生	子どもの権利が尊重される権利	子どもの権利には、守られる権利、安全な食を持てる権利などがあるので、権利が尊重されれば、安全で安心して健康に生きていけると思います。けれどもその代わりに、同等の義務があると思います。

8	小学生	安全な環境が整うこと	クリーンな環境や不審者のでない校区、安全な食を持てることを総合した権利。
9	小学生	子どもが事件・事故に合わず安心して暮らせる権利	地域の人が協力して不審者などのパトロールを行ってくれる。
10	中学生	子どもの安全が守られる権利	命は大切なものだから、その命が危険な状況にあれば安心して健康には生きていけないと思うから。
11	中学生	生きる権利	危険なときは大人に命を守ってもらう権利。
12	中学生	安心できる権利	安全な場所で、心豊かに暮らす権利。
13	中学生	大人に守られる権利	子ども一人だけではどうやっても安全になれない場合もあるので、大人にしっかりと守られる権利。
14	中学生	家庭にある程度の余裕を持つことのできる権利	家庭が生活で精一杯になっていたら、ちゃんとした物をたくさん食べられるとは思えない。それに、親が働いたりしていて、いない所が多い。そんな家庭で、安全や安心など言っていられない。なので、子どもが何人いるかや、子どもは何をしているかなどによって、その家庭にお金をあげれば良いと思う。そうすれば、生活に必死になることなんて、ないと思う。
15	中学生	虐待をされたり暴力をふるわれたりせず、命が守られること	虐待されずに、人に守られ、命が大切にされること。
16	高校生	子どもが活かされる権利	子どもにかかわらず、大人にも言えることだと思います。ただ生きているのではなく、自分が社会に必要とされている、活かされていると感じることが成長へとつながっていくことと思います。 また、生きていく上では、命が第一です。命とは生存するもとなる力となるものです。なので、命があって、疲れることができる、働くことができる、遊ぶことができるなど、いろいろな事を通して成長することができると思います。
17	高校生	子どもが保護される権利	子どもとは、18歳未満の事というおり、やはり子どものうちは親の保護があることで、安全で健康に生きていけると思います。

かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
18	小学生	親が愛情をもって接してくれる権利	親の愛情は子どもの何よりの宝だから。
19	小学生	子どもが愛される権利	愛することは子どもにやさしくしたり、子どもがまちがったことをしていたらやさしく教えてくれることだと思います。まわりの人が子どもを愛してあげると、子どもも人を愛せるから。
20	小学生	子どもが大人を頼る権利	子どもたちだけで何かをしようとするのではなく、周りの大人が支えて、育てていくのだから、安心して生きていくために、「大人」が必要だということ。
21	中学生	人を信じる権利	信じることを守る権利。
22	中学生	子どもが大人に大切にしてもらう権利	言葉や肉体的な暴力から守られ、適切なしつけを受け、健康の保障される環境に置いてもらえる権利。

いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
23	小学生	イジメから守られる権利	イジメから守られるということは、「いつイジメを受けるんだろう」とビクビクしながら成長しないで、仲の良い友達と楽しく過ごすことが保障されること。
24	中学生	子どもが守られる権利	「いじめ、体罰から守られる」これは、子どもの権利アンケートでもありました。子どもが「安心」して生きるためには、必要不可欠なことです。また、いじめなどがなければ、「安全」になります。これらのことは、「大人が子どもを見守る」ことが重要です。子どもも、それがわかれば安心できます。

障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
25	小学生	障がいのある子どもと、仲間として遊ぶこと	障がいがある子どもとみんなで遊べば、差別がなくなると思ったから。

自分を守るために必要なことを知ること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
26	中学生	子どもに与えられている権利を正しく知ること	自分や、他の子どもが持っている権利を正確に知ること、他人の権利を侵していないかどうか知ることできる。

気軽に相談でき、必要な援助を受けること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
27	中学生	子どもが成長を見守られ話を聞いてもらえる権利	自分を見守り何かあったときに助けてくれる存在、自分ひとりでは判断がつかないときや、自分が思ったことを伝えられる存在が必要だと思うから。
28	小学生	子どもが気軽に相談できる権利	子どもがいつも苦しいことにしばられつづけるのではなく、誰かに相談すれば気が楽になれるから。
29	中学生	子どもが、周りの人に相談できる権利	登校拒否の子どもや、いじめられている子ども、いじめでしまっている子どもなど、どの子どもでもなかなか表に言えない悩みを持っていると思うから、何か相談しやすくなる環境が欲しいと思う(=安心)。
30	中学生	悩みを誰かに相談できること	学校の先生などにもっと気軽に相談しやすくする。安心して相談できる環境づくり。

2. 自分らしく生きる権利

自分を大切にすること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
31	中学生	子どもが人間として大切にされる権利	子どもがひとりの人間として大切にされることは、自分らしく生きるための基本になり、自分自身も大切に出来ると思うから。
32	中学生	自分を大切にすること	将来にも関係するから。

人と比較されることなく、自分のペースで生きること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
33	高校生	子どもが独立する権利	独立と聞くと一歩はみ出ると感じますが。しかしそうではなく、独立とは一歩前に出る事だと思います。あまり良い例ではありませんが、町内会の班長をしていると、ある寄付を集めることがあります。ぼくは子どもなので集めには行きませんが、まず班長が200円と書くと、その後の人は皆200円と書きます。そうすると、次の班長が500円と書きました。また面白いことに、皆500円と書きました。これが人間の普通の考えだと思います。こうではなく、僕は、私は、1,000円だすよ、うちは600円出すよと、自分の考えを出す。人に左右されず、自分らしさを出す。これが本当の独立ではないかと思えます。
34	小学生	自分自身を考える時間を与えられる権利	まず、自分らしさを知ることこそが自分らしく生きていくための一歩だと思います。人は一人ひとり違う自分らしさを持っているので、自分らしさを知るためには、自分自身で考えることが大切だと思います。
35	小学生	子ども一人ひとりが自由に意見を表明できる権利	自分が自分らしく生きるためには、人の意見で物事を左右されずに自分の意見で物事・生活などを行えばいい。
36	小学生	子どもが自分のペースで生きられる権利	人についていくよりも自分のペースで進んでいくことが大切。
37	小学生	子どもがやることを認める権利	大人は何でも「ダメ」の一言で片付けてしまって、やることを認めてはくれない。だから、子どもがしたいと思ったことに対して「いいよ」と言ってあげること。
38	小学生	親が子どもを束ねない権利	親は子どものすることを何でも決め付けて、自由にやりたいこともできないから。
39	中学生	一人一人の個性を大事にする権利	個性があるということは、自分らしく生きているという証拠。だから、個性を大事にする＝自分らしく生きることが出来る、ということだと思う。
40	中学生	子どもが自分の意見をもち自分で考え行動できる権利	大人に言われたことだけではなく、自分の思ったように行動することは自分らしく生きることに繋がると思うから。
41	中学生	比べ合わない	比べてほしくない、比べられたくない。(子どもの権利条約の2条とも関係)

自分が思ったことや感じたことを自由に表現できること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
42	小学生	自分らしくのびのびと育つこと	大人に決め付けられていても、大きくなったら一人で決めないといけなくなるから、今から、自分で決めることが大切。
43	小学生	子どもが自分の意見を言う権利	自分らしさにもつながるし、自分の気持ちを伝えるには意見を言うことが大事だから。
44	中学生	時と場合に応じて、子どもが自分らしく活動する権利	TPOに応じて、意見を発したり、感情を表したり、個性を出せる権利。
45	中学生	自由に個性を表現できる権利	自分が好きな時に自分の個性を邪魔されずに表現できる権利。
46	中学生	自分の意志を表現できる権利	参加するのも、自分の意志が必要だから、自分の意志を表現できる権利

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
47	小学生	子ども（一人一人）の個性を大切に する権利	子ども一人一人の個性を大切にして、みんな違う権利。
48	小学生	子どもが自分のペースで生きる 権利	みんな同じペースで生きると個性がなくなってしまうと思うから。ただし、約束事は守らなければならない。
49	小学生	一人の人間として認められる 権利	子どもも一人の人間であり、自分の意見・考えをもっていると認められる権利。
50	中学生	子どもが、自身のことを周りに認 めてもらえる権利	「自分らしさ」は外に出るものだから、自分が内から見ることは少ないと思う。だから自分ではない、外から自分を見る人、つまり周りの人に自分の「自分らしさ」は見える訳だから、自分のことを周りに認めてもらえる、理解してもらえれば、自分らしく生きられると思う。
51	中学生	自分らしく生きる権利	精神的に自分にあった環境で生きていける権利。のびのびと、自分のペースで、個性や他人との違い(障がい等)を認められ、一人の人として尊重されること。
52	中学生	子どもが尊重される権利	「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重される」これは、子どもの権利アンケートにもありました。一人ひとりが自分らしく生きていくには、「自信をもつ」ことが大切だと考えます。自信をもてるようになるには、周りから認められるということではないでしょうか。
53	中学生	個性や他人との違いを認められ、 一人の人間として尊重されること	型にはまらず、自分の個性をどんどん出し、その違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

プライバシーが守られること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
54	中学生	子どもが秘密を持つ権利	たとえ大人（親・先生）にでも、ばらしたくなければ、言わずに心の中にしまっても良い、という権利。

3.豊かに育つ権利

たくさんのお話を学ぶこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
55	小学生	教育を自由に受けられる権利	「お金がないからあの学校はダメ」など、経済的な理由に影響されず、公立でも私立でも自由に学校を選ぶことができる権利。
56	小学生	好きな事について学べる権利	自分が興味を持ったことを身の回りのものを存分に使って調べることができる権利。
57	小学生	教育をしてもらう権利（「教育」とは、環境や親からのしつけ、勉強など知識を学ぶこと）	自分は、人間が成長していくためには経験と知識、行動が大切だと思います。知識と経験は教育により身につくのだと思いますが、何よりも行動をしないと無意味だと思います。
58	小学生	子どもが自分一人では生きていけないことを知る権利	子ども（人間）は一人では生きていけない。だれかの支え、はげましがあって生きていけるから、自分も自分中心で生きているわけではないということ。
59	中学生	教育を受ける権利	子どもは社会人になるために知識をえることが必要だし、最近では知識がないとなかなか職業にもつけないと思うから。
60	中学生	学校へ通う権利	ただ教育を受けるだけでは知識しか増えないから、学校での集団生活から学べることも、将来生きる力になると思うから。
61	中学生	未来をつくれる権利	遊び、学び、表現して、これからの役に立てる経験を積んでいける権利。また、それを理解してもらえる権利。

遊び、疲れたら休むこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
62	高校生	元気に遊べる権利	自分が小さい時あんまり外で遊ばなかったのを悔やんでいるので、猿みたいに遊べるのが大事ななあと思います。
63	小学生	子どもが幸せに暮らせる権利	子どもが毎日楽しく過ごし、幸せに暮らせる権利。
64	小学生	子どもが遊べる権利	たくさん遊ばないと体力がつかないから。でも、やることをやってからのほうがいいと思います。
65	小学生	疲れたときは休むことができる	生きている中で（特に子ども）、ずっと働いたり考えたりしていたらストレスがたまって、生きる自信がなくなる。
66	中学生	子どもが自分自身の考えで友達を作ることができる権利	子どもが成長していくうえで一緒に遊んだり泣いたり笑ったりできる友達はかかせないものだから、自分の考えで友達を作ること成長していくために必要なことだと思うから。
67	中学生	疲れたときは休むことができる	疲れたときは、ゆっくり休み明日に備えること。

健康的な生活を送ること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
68	高校生	サプリメント！	現代のちびっこも忙しくて不規則でマックが大好きだから、これからは必要！
69	小学生	「衣食住」があるちゃんとした環境に住む権利	生きていくために最低限必要な「衣食住」を得ることが保障される権利
70	中学生	規律を整えること	子どもにとっては不自由と感じても、規則正しい生活は成長の上で最も重要。
71	中学生	安全な食を得られる権利	体の健康を維持して生きるためには、食事が基礎だと思うから。
72	中学生	リズム良い生活を送る権利	正しい生活リズムで友人と共に生きていく権利。

自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
73	小学生	自分で自分のことを決められる権利	自分のことは他人に決められず自分で決められる権利。
74	中学生	責任を持つ権利	頼ったり決められるのではなく、子どもだって自分で物事を決断したいときがある。そんなときは、自分で責任を持って決めることができる権利。
75	高校生	学校を選べる権利	出会いと、学びの場である学校の選択が正しければ、色々なことが楽しくなって自分らしくいられると思います。
76	高校生	生活環境を選べる権利	自分の良い場所を伸ばしたり、好きなことをするために、こんな権利があったらなと思いました。
77	中学生	子どものことを決めるのは最終的には子どもが決めることのできる権利	自分らしく生きるためには、自分のやりたいことをちゃんとやるのが大切。でも、だからと言って、親が子どもに何もしないというわけではない。親は子どもに情報を与えればいい。そして、子どもがやりたいと思ったらやらせればいい。
78	中学生	子どもは将来進む道を自分で決め、学ぶことができ、それを邪魔されない権利	進む道が危険でない限り、大人はその道を子どもから奪うことができなく、子どもはその権利を主張できる権利。
79	中学生	目標を持つことのできる権利	目標を持てればがんばることができる。たとえくじけても、簡単にはあきらめないと思う。というよりは、あきらめられないと思う。そういう目標を親は持たせてあげるためにも、いろいろなことを教えたりしてあげれば良い。そして、子どもの目標を達成できるように、全力で支えてあげるのも親の仕事の一つだと思う。
80	中学生	自由に意見を言って、自分のやりたいことを自分で決めることができること。	自分の思ったことを言って自分の考えたようにやりたいことを決めることができる。

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
81	小学生	やりたいことに挑戦していいし、その結果失敗してもやり直すことができる。	自分で「これに挑戦しよう！」と考え、失敗しても「次はこうしてみよう」とやり直せる。
82	小学生	自分で自由に夢をもつ権利	自分で人に指示されずに自由な夢をもち、それに向けて努力できる権利。
83	小学生	子どもが経験をする権利	子どもがやりたいと言っているものを、親は「ダメ」と言ってやらせてくれないことがあるから、どんなことも経験することが大切なので、やりたいと思うことをやらせてあげること。
84	小学生	子どもが自信を持って行動できる権利	何事も自信を持ってチャレンジできれば、のびのびと成長していくことができる。
85	中学生	やり直す権利	失敗が人の命に関わらない限り許され、やり直し学べる権利。
86	中学生	将来の夢をもって成長していける権利	夢をもって、何かにチャレンジできる。もしも失敗したとしても、休み、また自信をもってチャレンジしなおせる権利。また、それをサポートしてもらえる権利。
87	中学生	たくさんのことを経験できる権利	経験しないと成長できないことがたくさんあるので、たくさんのことを経験してもいい、という権利。
88	中学生	子どもを認める権利	「やりたいことに挑戦していいし、その結果失敗しても、やり直すことができる」これは、子どもの権利アンケートに出たもの。今、子どもは表現が足りないと言われているが、その理由の一つに「失敗したらどうしよう」という恐れがあると思う。やり直すことを認めることにより、のびのびと自分の意志を発表し、伝えていけると思う。大人が、意見を発表しやすい環境づくりを。

色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
89	中学生	自分らしくのびのびと育つこと	絵が好きなので、絵を描くことが自分らしさ。

札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
90	小学生	豊かな自然で、みんなと遊んだり、のんびりできること	豊かな自然のあるまちで過ごせば、ストレスなどで病気になることもないと思った。

地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
91	小学生	誰からも愛されて、安全で安心して心地よい環境の中で暮らせること	心地よい環境のためには、自然環境も大事だと思う。排気ガスで空気が汚染されているような環境では、健康に生きていくこともできなくなる。

4. 参加する権利

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
92	高校生	子どもにとって大切な環境	子どもが自分の思っていることを表明したり参加しやすい環境をつくるのが大切だと思います。しかし、どこでも子どもにとって良い環境があつては子どもは成長しないと思います。これではただの贅沢になりかねません。ぼくは寮生活をしていますが、はっきり言ってよい環境ではありません。でも、この苦勞を辛抱し卒業するときには、きっと大きな自分のパワーになっていることと信じ、毎日励んでいます。これらの良い環境、悪い環境すべてを合わせて子どもにとって大切な環境だと思います。
93	小学生	子どもの意見を聞く権利	例えば、子ども用の「目安箱」を置いて、その意見に大人がきちんと回答するなど、子どもの意見に確実に大人が接することができる仕組みをつくることで保障される権利。
94	中学生	意見を持ち発表する権利	個人の意見は尊重され、発表しても何も言われぬ権利。
95	中学生	考え、伝える権利	学んで、考えて、伝える。未来をつくるためにも必要な「発言」を認める権利。
96	中学生	子どもが自由に表現する権利	「自分の意見を自由に言い、表現することができ、表明した意見は尊重されること」これは子どもの権利アンケートでもありました。まずは、自由に表現できる環境づくりが大切だと思います。

表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
97	高校生	お互いの個性を尊重する権利	自分を押し通すだけでなく、相手の意見も聞く相互の関係をつくれる権利があれば素敵だなとおもいました。
98	小学生	自分の意見を自由に言い、表現することができ、表明した意見は尊重されること	発表するときに、自信が必要。尊重されなかったら、自信がなくなる。
99	小学生	一人ひとりの意見が尊重される権利	一人ひとりの意見が尊重されなければ、意見を表明しても参加していることにはならないし、かといって一人の意見が尊重されても周りの人が参加できなくなると思っています。
100	小学生	子どもが自由に意見を言い、尊重される権利	子ども一人ひとりが自由に意見をいい、その意見が尊重されること。
101	小学生	表明した意見をバカにされたりしない権利	せつかく表明したのにあざ笑うようでは、表明した人に失礼だから。

102	中学生	子どもが、自分の意見を聞いてもらえる権利	自分の意見を伝えようとしても、相手が耳を傾けてくれなくて、その意見が対象とされなかったら困るから。聞いてもらえれば、もしその意見があまり良いものではなくても「こうだからダメ」と理由も言ってくれると思う。
103	中学生	表明した意見は尊重される権利	自分の意見が軽く受け止められただけで尊重されなければ、参加することもできなくなってしまうから。
104	中学生	子どもの意見が尊重される権利	意見が無視されるということはひとりの人間として受け止められていないことだと思うから。
105	小学生	子どもが意見を持てる権利	子どもであるというだけで意見が否定されることなく、大人に聞いてもらえる権利

参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
106	中学生	子どもがいる場では、子どもがちゃんとと言えるふんいきを作る権利	子どもは簡単に、意見を言ったりすることが出来ない人が多い。そんな人にわけのわからない言葉を使ったりしている中で、意見を言ってくれ、なんてとうてい無理。簡単なことを簡単に言うのは簡単。でも、難しいことを簡単に言うのは難しい。でも、そういう事のできる人がいないと、子どもには、何か言えるはずがない。

仲間をつくり、集まること

子ども委員会提案			
番号	学校区分	権利の名称	権利の内容説明
107	小学生	友だちや親と意見をかわし、意見を分かり合うこと	他の人の意見をいれることで、自分の意見も分かってくれるから。
108	中学生	様々な活動に積極的に参加する権利	ボランティア活動などに、子どもが参加しやすいようPRなどを行なう。
109	小学生	自分とは違う子どもと自由に接することのできる権利	同じ学校の友だち、他学年、障がい者、様々な人々と接して、互いの違いを見つけることができる。

(2) 子ども委員会の活動

子ども委員会の開催状況

委員会名称	日時	開催場所	議題
任命式・第1回子ども委員会	平成18年2月10日(金) 17時00分～18時00分	札幌市役所12階会議室	・任命式、上田市長からのメッセージ ・自己紹介と委員長、副委員長の選出
第2回子ども委員会	平成18年2月16日(木) 16時30分～18時00分	STV北2条ビル会議室	・「子どもの権利」について勉強会
第3回子ども委員会	平成18年3月17日(金) 16時30分～18時20分	札幌市役所12階会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション)
第4回子ども委員会	平成18年4月13日(木) 16時30分～18時15分	STV北2条ビル会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション)
第5回子ども委員会	平成18年4月24日(月) 16時30分～18時15分	札幌市役所12階会議室	・「子どもにとって大切な権利」 (グループディスカッション、全体討議)
第6回子ども委員会	平成18年5月18日(木) 16時30分～18時15分	WEST19 研修室	・「子どもの権利侵害について」

子ども委員会の構成

学年	人数
小学校 5 年	2 名
小学校 6 年	11 名
中学校 1 年	3 名
中学校 2 年	3 名
中学校 3 年	8 名
高校 1 年	1 名
高校 2 年	1 名
高校 3 年	3 名
合 計	32 名

(学年は、平成18年4月1日現在)

2. 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会委員名簿

(敬称略 正副委員長のほか五十音順)

	氏名	性別	役職	部会	勤務先等
1	うちだ しんや 内田 信也	男	委員長 (起草委員)	子どもの指導者	北海道合同法律事務所 (弁護士)
2	おたに まさたか 尾谷 まさたか	男	副委員長 (起草委員)	幼児・小学生	北欧社会研究協会(NESSA) (会長)
3	あおやま ただし 青山 正	男	副委員長 (起草委員)	地域	社会福祉法人 札幌市南区社会福祉協議会 (常務理事・事務局長)
4	あおき ひろみ 青木 ひろみ	女	(起草委員)	親	主婦
5	あずま ともき 東 智樹	男		親	DPI北海道ブロック会議 (事務局員)
6	いざき みつお 井崎 光男	男		中・高校生	(財)青少年女性活動協会 (財務課長)
7	いわた みか 岩田 美香	女		親	北海道大学大学院教育学研究科 (助教授)
8	おおさか かつゆき 大坂 克之	男	部会長	子どもの指導者	光塩学園女子短期大学 (教授)
9	おおにし てるよ 大西 照代	女		地域	札幌市主任児童委員連絡協議会 (代表)
10	か 斐 ゆりこ 甲斐 百合子	女		地域	札幌市学童保育連絡協議会 (事務局次長)
11	かわむら いさお 川村 功	男	部会長	地域	札幌市西区青少年育成委員会 (会長)
12	さいとう あやの 齋藤 綾乃	女		幼児・小学生	北海道札幌藻岩高等学校 (学生)
13	さ さ き はじめ 佐々木 はじめ	男	部会長 (起草委員)	親	北海道札幌南高等学校 (社会科教諭)
14	しばき かつこ 芝木 捷子	女		幼児・小学生	なかのしま幼稚園(園長) 札幌市私立幼稚園連合会(会長)
15	しょうい よしのぶ 庄井 良信	男		子どもの指導者	北海道教育大学大学院 (助教授)
16	たきもと きょうたろう 瀧本 京太郎	男		親	北海道札幌北高等学校 (学生)
17	たに あきら 谷 光	男	(起草委員)	子どもの指導者	北海道子どもセンター (運営委員)
18	とくどめ なおみ 徳留 奈緒美	女		中・高校生	(株)クレディセゾン北海道支店 (会社員)
19	なかさか だいすけ 中坂 大輔	男	(起草委員)	幼児・小学生	飛弾市立山之村小中学校 (講師)
20	はた なおき 秦 直樹	男		子どもの指導者	社会福祉法人常徳会興正学園 (施設長)
21	ひでしま ゆかり 秀嶋 ゆかり	女	(起草委員)	地域	秀嶋法律事務所(弁護士) 北海道子どもの虐待防止協会(運営委員)
22	みうら しんこ 三浦 伸子	女		中・高校生	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 (副園長)
23	よしのみ まさみ 吉呑 正美	男		中・高校生	札幌市立札幌中学校 (教頭)
24	よねしろ なおみ 米代 直美	女	部会長	幼児・小学生	札幌市立ひばりが丘小学校 (教諭)
25	わたなべ ともひろ 渡辺 智広	男	部会長	中・高校生	札幌第一高等学校 (学生)

(所属は、平成18年4月1日現在)

3. 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会の開催経過

(1) 本委員会

会議名称	日時	会場	議題
第1回検討委員会	平成17年 4月28日(木) 16時30分～18時30分	札幌市役所12階会議室	・部会の設置について ・条例制定までの日程について ・懇談会などの実施について
第2回検討委員会	平成17年 5月27日(金) 17時30分～20時30分	WEST19 研修室	・「さっぽろ子ども未来プラン」の説明 ・懇談会のレポートについて
第3回検討委員会	平成17年 6月18日(土) 16時00分～19時00分	WEST19 講堂	・子どもの権利条約づくりの現状と課題について (講師 早稲田大学文学部教授 喜多明人氏) ・懇談会で実施するアンケート(小学生向け)について ・アンケートの内容の確定に向けて
第4回検討委員会	平成17年 7月13日(水) 18時00分～20時30分	WEST19 研修室	・懇談会の中間報告 ・出向き調査について ・中間答申に向けた取組について ・条約づくりに関する関係機関との協力について ・市民アンケートの実施について ・フォーラムの実施について
第5回検討委員会	平成17年 9月10日(土) 18時00分～20時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申原案の執筆者 ・懇談会・出向き調査に基づく部会報告 ・フォーラムの実施について
第6回検討委員会	平成17年 9月18日(日) 13時00分～17時15分	STV北2条ビル会議室	・今なぜ子どもの権利条例か ・主たる札幌市の子どもの現状と課題
第7回検討委員会	平成17年10月23日(日) 13時00分～17時00分	WEST19 研修室	・子どもの権利条例制定に係る意見交流会の内容について ・中間答申書について
第8回検討委員会	平成17年11月19日(土) 18時00分～21時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申書の検討について
第9回検討委員会	平成17年11月23日(水) 16時00分～19時30分	STV北2条ビル会議室	・中間答申書の検討について
第10回検討委員会	平成17年12月 9日(金) 18時00分～22時00分	WEST19 研修室	・中間答申書の検討について
第11回検討委員会	平成17年12月17日(土) 16時00分～20時30分	WEST19 研修室	・中間答申書の検討について ・平成18年スケジュールについて ・子ども委員会について
第12回検討委員会	平成18年1月21日(土) 16時00分～19時00分	STV北2条ビル会議室	・最終答申書に盛り込む内容、項目について ・最終答申書の全体構成について ・起草ワーキングについて ・フォーラムの実施について
第13回検討委員会	平成18年3月4日(土) 14時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第14回検討委員会	平成18年3月25日(土) 14時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について ・市民意見交換会の実施について
第15回検討委員会	平成18年4月22日(土) 13時00分～18時00分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・市民意見交換会の開催報告について ・最終答申書の検討について
第16回検討委員会	平成18年4月27日(木) 18時30分～23時00分	WEST19 研修室	・最終答申書の検討について
第17回検討委員会	平成18年4月30日(日) 13時50分～18時30分	WEST19 研修室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第18回検討委員会	平成18年5月20日(土) 13時00分～18時00分	STV北2条ビル会議室	・子ども委員会の開催報告 ・最終答申書の検討について
第19回検討委員会	平成18年5月27日(土) 15時00分～18時00分	WEST19 研修室	・最終答申書の検討について

(2) 懇談会

検討委員会では、条例づくりのための懇談会を開催し、子どもの権利に関わる様々な考えや意見を、子どもをはじめとする市民の方から伺いました。

名称	月日	部会	参加者数	対象
地域団体などの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	28人	市内で活動する少年6団体の指導者
地域団体などの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	31人	(財)青少年女性活動協会
地域団体などの懇談	平成17年7月2日(土)午前	子どもの指導者部会	14人	高校PTA
地域団体などの懇談	平成17年7月2日(土)午後	地域部会	74人	民生・児童委員、主任児童委員
地域団体などの懇談	平成17年7月2日(土)午後	地域部会	33人	青少年育成委員
幼稚園教諭との懇談	平成17年7月7日(木)午後	子どもの指導者部会	64人	幼稚園教諭
地域団体などの懇談	平成17年7月10日(日)午前	子どもの指導者部会	18人	サポートセンター、アシストセンター、CAP、チャイルドライン
幼稚園教諭・保育士との懇談	平成17年7月10日(日)午前	子どもの指導者部会	99人	幼稚園教諭、保育士
小・中学校PTAとの懇談	平成17年7月10日(日)午後	親部会	18人	小・中学校PTA
小学生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	幼児・小学生部会	22人	小学生
小学生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	幼児・小学生部会	13人	小学生
中学生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	中・高校生部会	14人	中学生
中学生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	中・高校生部会	4人	中学生
高校生との懇談	平成17年7月24日(日)午前	中・高校生部会	4人	高校生
高校生との懇談	平成17年7月24日(日)午後	中・高校生部会	43人	高校生
子どもとの懇談会	平成17年7月29日(金)午前	中・高校生部会	2人	子ども(18歳未満)
大人との懇談会	平成17年7月29日(金)午後	親部会	18人	大人(18歳以上)
教師との懇談会	平成17年8月2日(火)午前	地域部会 子どもの指導者部会	29人	12歳までの子どもを教えている教師
教師との懇談会	平成17年8月2日(火)午後	地域部会 子どもの指導者部会	7人	13歳から18歳までの子どもを教えている教師
乳幼児がいる親との懇談	平成17年8月3日(水)午前	親部会	4人	乳幼児がいる親(0歳から小学校入学前くらいの子を育てている方)
小学生がいる親との懇談	平成17年8月3日(水)午後	親部会	4人	小学生がいる親(小学生の子を育てている方)
中学生がいる親との懇談	平成17年8月4日(木)午前	親部会	6人	中学生がいる親(中学生の子を育てている方)
高校生がいる親との懇談	平成17年8月4日(木)午後	親部会	6人	高校生がいる親(義務教育終了後の18歳未満の子を育てている方)
懇談会合計 23回		参加者合計 555人		

(3) 出向き調査

検討委員会では、子どもたちが集まる場所や、子どもに関わる行事の会場等に出かけて行き、子どもの権利に関わる様々な考えや意見を、子どもをはじめとする市民の方々から伺いました。

参加者	訪問日	部会	対象者	会場
学校現場の子どもたち	平成17年 7月25日(月)	幼児・小学生部会	小学生:120人	ひばりが丘小学校
習い事に取り組む子どもと親 (中学生硬式野球クラブチーム)	平成17年 7月31日(日)	中・高校生部会 幼児・小学生部会	中学生:53人 大人:15人	クラブチーム専用グラウンド
民間行事の参加者と親・主催者 (YMCA行事)	平成17年 8月 4日(木)	幼児・小学生部会	小学生:9人 中学生:7人 大人:21人	中島公園
民間行事の参加者と主催者 (ユースホステル主催キャンプ)	平成17年 8月 6日(土)	幼児・小学生部会	小学生:14人 中学生:3人 高校生:1人 大人:3人	中沼青少年キャンプ場
地域行事の参加者 (七夕の集い参加者)	平成17年 8月 7日(日)	地域部会 幼児・小学生部会	小学生:70人 中学生:5人 高校生:1人 大人:91人	東川下小学校体育館
市民団体との懇談 (子どもの権利条例制定市民会議)	平成17年 8月11日(木)	親部会	大人:17人	北海道大学ゼミ室
公益団体行事の参加者と保護者 (青少年女性活動協会主催キャンプ)	平成17年 8月21日(日)	幼児・小学生部会	小学生:117人 高校生:1人 大人:119人	ちえりあ
市内5つの児童養護施設の子どもと職員		中・高校生部会 地域部会 子どもの指導者部会	小学生:15人 中学生:15人 高校生:16人 職員:11人	興正学園体育館
学習塾に通う子ども	平成17年 8月22日(月)	幼児・小学生部会	小学生:41人	公文学習塾西26丁目教室
障がいのある子どもの親	平成17年 8月23日(火)	親部会 幼児・小学生部会	大人:9人	豊成養護学校
市民団体との懇談 (非行と向き合う親の会)	平成17年 8月27日(土)	子どもの指導者部会	大人:17人	北海道高等学校教育センター 会議室
特定施設を利用する子どもたち		幼児・小学生部会	小学生:220人 大人:50人	青少年科学館
地域活動に取り組む子どもたち (児童会館のリーダー)		中・高校生部会 地域部会	小学生:80人	青葉児童会館
街頭の子どもたち	平成17年 8月29日(月)	幼児・小学生部会 親部会 地域部会 中・高校生部会 子どもの指導者部会	中学生:1人 高校生など:45人	大通公園
学校現場の子どもたち	平成17年 9月 2日(金)	地域部会	小学生:2人	山の手養護学校
民間施設方式児童育成会の子どもたち	平成17年 9月 8日(木)	地域部会	小学生:10人	福住児童育成会
フリースクールに通う子どもと主催者	平成17年 9月 9日(金)	子どもの指導者部会	小学生:3人 中学生:1人 大人:1人	フリースクールそら
民間施設方式児童育成会の子どもたち		地域部会	小学生:12人	あおぞらクラブ児童育成会
フリースクールに通う子どもと主催者 (北海道自由が丘学園)	平成17年 9月10日(土)	子どもの指導者部会	高校生:10人 大人:15人	エルブラザ
朝鮮初中高級学校の子どもたち	平成17年 9月20日(火)	地域部会	中学生:5人 高校生:5人	北海道朝鮮初中高級学校
外国籍・帰国者などの子どもと親	平成17年9月25日(日)	地域部会	18歳未満の子ども:1人 大人:9人	カトリック北1条教会
インターナショナルスクールの子どもたち	平成17年10月20日(木)	地域部会	中学生:4人 高校生:6人	北海道インターナショナルス クール
出向き調査合計 22回		参加者合計 1,271人		

上記のほか、平成17年7月14日(木)に乳幼児を持つ親(私立幼稚園PTA)の催事において、1,075人の方にアンケート調査を実施。

(4) フォーラム・市民意見交換会

会議名称	日時	会場	来場者	議題
みんなで考えよう！ 札幌市子どもの権利条例フォーラム ～子どもたちの幸せを願って～	平成17年10月29日(土) 15時00分～17時00分	WEST19講堂	260名	・「子どもの現状と課題」報告 内田 信也委員長 (検討委員会) ・パネルディスカッション ～子どもの意見表明・参加～ パネリスト 塚本 智宏さん (市立名寄短期大学教授) 大場 崇充さん (札幌市PTA協議会副会長) 植村 敬視さん (札幌市立上篠路中学校校長) 瀧本 京太郎委員 (検討委員会) 齊藤 綾乃委員 (検討委員会)
みんなで考えよう！ さっぽろ市子どもの権利条例フォーラム ～子どもたちとトーク！わたしたちの権利って何だろう!?～	平成18年2月26日(土) 13時30分～15時30分	かでの2・7ホール	470名	・中間答申書の報告 米代 直美委員 (検討委員会) ・パネルディスカッション ～子どもたちとトーク！わたしたちの権利って何だろう!?～ パネリスト 上田 文雄市長 熊谷 律子さん (札幌人権擁護委員連合会事務局長) 内田 信也委員長 (検討委員会) 子どもの権利条例子ども委員会の子どもたち(13名)
札幌市子どもの権利条例 市民意見交換会	平成18年4月16日(日) 13時30分～16時30分	屯田北児童会館	38名	・中間答申書と最終答申書骨格案の報告 米代 直美委員 (検討委員会) ・意見交換会 ～グループごとのディスカッション～ ・グループ発表

(5) 起草ワーキング

検討委員会では、最終答申書の作成に向けた起草作業のため、正副委員長など計8人の委員を中心とする「起草ワーキング」を開催しました。
なお、第7回起草ワーキング以降は、「拡大ワーキング」として、すべての委員を対象に開催しています。

名称	日時	会場	検討項目	名称	日時	会場	検討項目
第1回	平成18年2月9日(木) 19時00分～21時00分	子ども未来局 大会議室	・全項目	第8回	平成18年4月8日(土) 13時30分～18時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障
第2回	平成18年2月28日(火) 18時00分～22時00分	WEST19 研修室	・子どもの権利侵害からの救済 ・施策の推進 ・子どもの権利保障の検証	第9回	平成18年4月17日(月) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済 ・子どもの権利保障の検証
第3回	平成18年3月2日(木) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・子どもの権利侵害からの救済 ・施策の推進 ・子どもの権利保障の検証	第10回	平成18年4月19日(水) 18時30分～23時00分	バスセンタービル 6階大会議室	・総則 ・権利普及 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障
第4回	平成18年3月9日(木) 18時30分～21時30分	バスセンタービル 6階大会議室	・生活の場における権利保障	第11回	平成18年5月10日(水) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・生活の場における権利保障 ・施策の推進 ・子どもの権利保障の検証
第5回	平成18年3月15日(水) 18時30分～23時00分	バスセンタービル 6階大会議室	・生活の場における権利保障	第12回	平成18年5月12日(金) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障
第6回	平成18年3月22日(水) 18時30分～23時45分	バスセンタービル 6階大会議室	・総則 ・権利普及 ・生活の場における権利保障	第13回	平成18年5月14日(日) 13時00分～18時30分	WEST19 研修室	・総則 ・権利普及 ・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済
第7回	平成18年4月1日(土) 13時30分～18時00分	子ども未来局 大会議室	・総則 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障	第14回	平成18年5月17日(木) 18時30分～23時00分	子ども未来局 大会議室	・前文 ・子どもにとって大切な権利 ・生活の場における権利保障 ・子どもの権利侵害からの救済

4. 中間答申書に寄せられた市民意見概要

【市民意見の総数】

- ・子どもからの意見 503 件
- ・大人からの意見 187 件
- ・合計 690 件

【子ども（18歳未満）からの意見】

1. 中間答申全体に関する意見・感想（141件）

- ・大人は、「子どもなんだから」というけど、このパンフレットを読んで、子どもにもちゃんと権利があるんだな、と思った。
- ・子どもでも「生きる権利」「育つ権利」などの権利があって、その権利について条例をつくろうとしていることは素晴らしいことだと思った。このことを進めるべきだと思った。
- ・権利は、大人にも子どもにも、とても大切なものだから、私も大人になっても「子どもの権利」のことを忘れないようにしようと思う。
- ・自分たちが、ふつうに学校に通っていることは、最初権利だとは知らなかった。それに、子どもにはいろいろな権利があるのは知らなかった。子ども（自分たち）のために大人がいっぱい話し合ってることがうれしい。
- ・子どもの権利をつくるのもいいけど、わがままな子や、権利があることだけを気にしている子ができるので、そういうことも考えて条例をつくってほしい。
- ・私は、実際に誰かの役に立てると信じているから、子どもの権利条例があればいいと思う。反対の意見には「子どもが権利ばかり主張するのではないか」と言う人もいたが、権利はわがままと違うと私は思う。
- ・もっといろんな人に「子どもの権利」というのを知ってもらうことが大事だと思う。知ってもらうことによって、子どもがわがままになる心配も少し減るかもしれないと思う。
- ・子どもの権利条例をつくるのは、良いことだと思う。でも、この条例は札幌だけなので、札幌以外の地域にも広げていくといいと思う。
- ・僕は、札幌だけでなく世界の子どもたちみんなが社会に参加したり、守られたり、そして何より生きる権利を持っていると思う。だから、これからは札幌が「子どもに優しいまち」と言われるようなまちづくりをしてほしいと思う。
- ・やっぱり、子どもに「権利」があってもなくても、自分でしっかりしなきゃこれから生きていくのが辛いと思う。自分で強い意志を持って、しっかり相手の目を見て話した方が「権利」と言うよりいいと思う。
- ・私は子どもが自由に伸び伸びと過ごせる街をつくるのには賛成だけど、大人の話もまじめに聞かないような子どもが、さらにわがままになってしまうかもしれないから、あまり子どもにとって都合の良いすぎる条例はつくらない方がいいと思う。

- ・ある権利を守ろうとすると、別の権利を侵してしまうことでもてくるのでは、と不安になった。
- ・親のしつけが悪いと、子どもも悪くなるので、そのところをしっかりとった方がいい。大人になったら子どもを甘やかさず、厳しすぎず子育てしたい。

2. 「参加・意見表明」に関する意見・感想（49件）

- ・市での行事に、誰でも参加できるようにしたらいいと思う。意外と子どもの方が、大人では考えられない意見があると思う。
- ・学校の行事で、自分の意見だけで行動するとうまくいかないから、ちゃんとみんなの意見を取り入れて進めた方がいいと思う。
- ・障がいがある人もみんな同じと考えて、安心して仲良くできるように、各学年とのかかわりを深めて、行事などイベントをたくさんできればいい。
- ・お祭りなどのみんなが楽しめる行事をもっと増やしてほしい。
- ・世界の子どもたちとふれあえるような行事やイベントがあったら参加したい。
- ・夏休みや冬休みの中で、何かイベントを作り、自由に参加できるようにしたい。
- ・公園などの公共施設をつくる時、子どもの意見をアンケートなどで聞いてほしい。
- ・障がいのある人が考えていることは違うはずだから、何か交流ができるような行事や作品展などのようなものがあったら、一回参加してみたい。
- ・社会に参加できるのならば、どんどん参加したい。
- ・大人の意見ばかりでなく、子どもの意見も聞いてほしい。
- ・自分の進路について、どこの学校に行くか、何委員会に入りたいかとかは、親が全部決めずに、子どもが「ここがいい」と言ったら、なるべくその希望を聞いてもらいたい。
- ・イベントに子どもも参加することで、色々なことを大人から学べると思う。
- ・親や先生達などの大人たちは、「子どもは、自分で何も決められない」などと思っていることがあるので、子どもは一人ひとり意思や想うことなどがあるから、その想いや意見を聞いて、話し合ってもらいたい。
- ・子どもには、子どもなりの考え方がある。子どものための条例をつくるのなら、子どもの意見を聞くべきだと思う。子どもは、かならず大人になるのだから、子どものうちから社会のことに少しふれておいたら、大人になったときに役に立つと思う。

3. 「安全・安心なまち（主に防犯について）」に関する意見・感想（140件）

- ・最近、子どもをつれさって暴力する人が多いので、自分の身を守れるような仕組みをつくってもらえると、とてもうれしい。
- ・いつも習い事の帰りとかに、夜、暗いところがあって怖い。子どもが、暗い夜の道を安全に歩けたらいい。
- ・子どもが安全に暮らせるために、交差点で大人が見回りしてほしい。

- ・細い路地裏や人通りのないところを集中的に、防犯ベルを設置してほしい。
- ・「子ども 110 番の家」をもっと増やしてほしい。
- ・夜に出歩くときに暗い道を通るときは、とても不安。街灯を増やしてほしい。
- ・学校の行き帰りに怖い思いをしなくてすむシステムなどがあればいい。
- ・地域の人などでパトロール隊をつくってほしい。
- ・この頃、不審者が多く出ていて、とても心配。「子ども 110 番の家」や「お店」を増やして、すぐ逃げ込めるようにしてほしい。
- ・人通りの少ない道は、その地域の学校の登下校時間に合わせてパトロールしてほしい。

4. 「居場所（主に公園について）」に関する意見・感想（80 件）

- ・公園にもっと遊具を増やしてほしい。
- ・公園に時計をつけてほしい。
- ・ボール遊びができる公園をつくってほしい。
- ・サッカーや野球をもっと堂々とできるような、広い公園があるといいと思う。
- ・今、冬に遊べる公園は、少ししかないので、冬でも遊べる公園をふやしてほしい。
- ・学校のまわりに公園が少ないから、学校のまわりに公園をつくってほしい。
- ・私の家の近くにはとても小さい公園がひとつしかなく、道路で遊ぶわけにもいかないの
で、友だちが着ても家で遊んでいる。外での遊び場所がほしい。

5. 「毎日の生活」「学校」に関する意見・感想（71 件）

- ・最近、小学生でも平気で夜遅くまで起きている子が多くなっていると思う。親などは、きちんと注意した方がいいと思う。子どもの健康のことを考えると、睡眠はきちんとさせるべきだと思う。
- ・子どもはなるべく早く寝るようにして、朝寝坊しないようにすることと、朝ごはんもしっかり食べるようにしたほうがいいと思う。
- ・寝るのが遅くなると、次の日にその分眠くなって授業に真剣になれないから、夜更かしはやめた方がいい。
- ・中学生になるときに不安なので、小学校のうちから、他校の子どもとふれ合う時間がほしい。中学校に入る前から、服装、勉強、部活のことなどもっと教えて欲しい。
- ・小学校でも英語を習いたい。外国の先生が 1 校につき 1 人はほしい。
- ・休み時間を長くしてほしい。学校でもっとイベントを増やしてほしい。

6. 「自然や環境」に関する意見・感想（42 件）

- ・広い公園や自然豊かな広場がいろんなところにあったらいいと思う。
- ・今は家やビルが増えて、どんどん自然がなくなっているから、木や花をいっぱい増やしたい。

- ・木をもっとたくさん増やして、住みよい町づくりをしてほしい。
- ・最近虫とりなど、自然に身近に触れる機会が少なくてさびしいので、もっと自然を増やしてほしい。
- ・自然と触れあえる時間がほしい。
- ・美しい自然が味わえるので、きれいな川や森や動物などにふれあえたらいい、と思う。
- ・札幌のまちをもっときれいにしたい。

7. 「いじめ、差別等」に関する意見・感想（132件）

(1) 「いじめ」について（65件）

- ・いじめや虐待は、自分ひとりの力ではどうしようもないから、1人で簡単に悩みを聞いてくれるシステムや、近所での呼びかけを行って、みんなが明るくなればいいと思う。
- ・学校の中でも、やはりいじめはだめだし、相談する人がいなかったら、自分の感情をださない子どもになるので、電話などの相談室をつくるのがいいと思う。
- ・学校の中で、いじめにあっていても、誰にも相談できない子がいるので、もっと先生たちが、相談しやすいように子どものことを考えて欲しい。
- ・今はいじめられている人がいても先生は気付かないので、ちゃんと行動の変化とかを見るようにして欲しい。
- ・いじめは許されることではないから、困っている人がいたら助けられるような、やさしい学校がくれたらいいと思う。
- ・自分の意見をうまく伝えることができない子が多いけど、そういう子はいじめがあっても隠すような子になると思うので、よくないと思う。
- ・いじめを相談できる場所を沢山つくった方がいいと思う。
- ・電話で相談するよりも、学校で知っている人に相談したほうがいいと思うので、学校の中に相談室があったらいいと思う。

(2) 「障がいのある子どもたち」について（44件）

- ・障がいのある子どもたちが安心して生きていけるような権利は、絶対あったほうがいいと思う。
- ・障がいのある子など、差別を受けることによって、外に出られなくなる人もいるから、みんな同じように差別のないまちにしたい。
- ・障がいのある子もできるだけ普通の物を使ったり、普通の目で見たい。
- ・障がいの学級にいる友だちが、私たちと同じ場所で同じように授業ができたらいいと思う。
- ・僕たちの学校では、障がいのある子と一緒に登校して交流を深めている。こういう学校が増えれば差別はなくなると思う。

【大人（18歳以上）からの意見】

1. 条例の意義・条例制定に対する意見・感想（105件）

賛成意見、賛成を前提とした意見・提案（78件）

- ・条例をつくることは大賛成。障がいのある子や、国籍・民族の違う子どもたちは、仲間はずれにされたりすることはよくあるので、きちんと権利を保障して欲しい。
- ・子どもの権利条約の内容は素晴らしいものだ。しかし、それを把握している人の割合は、かなり小さいと思う。今後は、普及活動に力を入れるべきだと思った。
- ・子どもがいずれ大人になり、責任ある人間になれるための条例であって欲しい。
- ・条例が標語になることなく、効力のあるものにして欲しい。

消極的な意見（14件）

- ・中間答申に記載されている様々な問題について、この条例制定で何が変わるのか。この条例だけで変えるのは不可能だと思われる。
- ・意見表明権が必要というが、そんな子どもたちが占めたらどうなるのか、学校の中で「私は数学はいやだ」と表明したら、どうまとめるのか。
- ・中間答申の方向性では条例をつくる意味はあまりない。現行法の枠内で十分対応可能。
- ・現行法の強化が先ではないか。
- ・条例制定に関して、「子どものわがままを助長するだけではないか。」という批判はないのか。自分もそう思う。
- ・子どもの権利ばかり先行するのはおかしい。まず、義務を果たしてから、権利について言うべきだ。市は、子どもの義務についての条例をつくるのが先だ。

その他（13件）

- ・条例は良いものだと思うし、親が子どものことを考えるきっかけになるのかもしれないが、条例がどの程度いかされるのか、よく分からない。
- ・「子どもの安全・保護条例」とすべき。

2. 権利救済制度に関する意見・感想（15件）

賛成意見、賛成を前提とした意見・提案

- ・オンブズマン制度賛成。学校内でうまくいく事例だけではない。駆け込み寺の存在（第3者的な存在）はセクハラなどの場合でも必要。
- ・学校と一体となり実効性のあるものにしてもらいたい。被害救済が十分でなければ批判を浴びることになる。
- ・現行法では対処できないような部分に関して補完できるような、まさに苦しんでいる子どものための条例であってほしい。

消極的な意見

- ・シンポジウムの際に、委員長からまず条例を作ってやってみないとわからないという話があったが、綿密に条例に関する運用の規程を細かく検討する必要がある。学校で生じた問題に関して基本的に学校と保護者で解決に当たるべきである。第三者間の介入は学校に混乱をもたらす可能性がある。

その他の意見・提案など

- ・中間答申における学校の状況の記述とPTAとして見る学校の状況に相違がある、きちんとした状況把握なしに、オンブズマンパーソン制度などの方策は拙速ではないか、もっと時間をかけ調査検討することが必要。
- ・子どもの権利を認め条例化することは賛成だが、オンブズマン制度はかなり綿密な他の行政との関係調整が必要。
- ・児童相談所やいのちの電話など、今ある制度などはどうなるのか。
- ・オンブズマンからの勧告だけで子どもの権利がどれだけ守られるのか。

3. その他権利保障に関する意見・感想（32件）

権利、権利保障全般について

- ・同じような権利がいくつかあったので、もう少し具体例を挙げたほうが良い。
- ・何が権利侵害に該当するのか、具体的、網羅的に列挙することも必要ではないか。

参加・意見表明について

- ・意見表明権などの権利の保障を重視した形で検討されているのは良い。

普及・啓発について

- ・「権利」という言葉のイメージが誤解や偏見を生んでいる面もある。周知の方法について具体的に検討してほしい。

その他

- ・子育てや子どもの成長に関わる人たちへの支援も大切なポイントである。この人たちが元気でなければ、子どもの権利が脅かされる可能性も否定できない。
- ・条例制定後の専門委員会がどう機能するのかが重要だと思う。

（注）件数については、複数項目のご意見があるため、合計数値とは一致しておりません。

子どもとともに札幌の未来を考える
子どもの権利条例の制定に向けて
札幌市子どもの権利条例制定検討委員会 最終答申書

(お問い合わせ先)

事務局：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

E-Mail：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>